

市史編纂たより

第4号
平成28年1月発行

摂津市総務部市史編さん室
〒566-0023 摂津市正雀4丁目9-25 摂津市民図書館内 TEL06-6319-0587

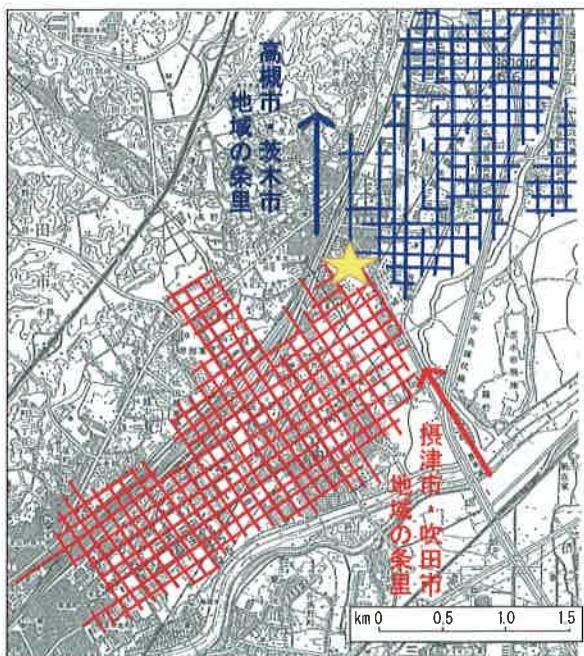
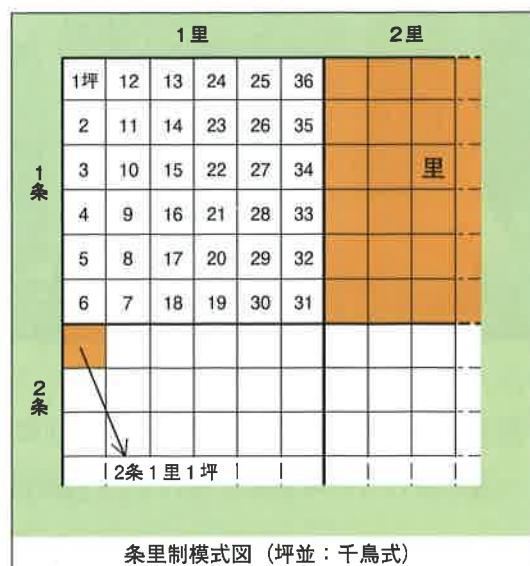
◎地名と歴史

◆地名

地名は、①自然地名…地形に基づくもの②歴史地名…政治制度に関係するもの③生活地名…歴史地名のなかで人々の生活に縁の深いものなどに分類されます（梅木秀徳「大分の地名」）。

古代の②歴史地名には、条里制に関わるものがあります。
条里制とは土地区画制度のこと、条里制では6町（約654m）四方の大区画を「里」、「里」を東西・南北で各6等分した1町（約109m）四方の区画を「坪」と呼び、「里」が連続する場合には、南北を「条」、東西を「里」で数えます。この規則にしたがうと、土地を「○国○郡○条○里○坪」と区画・管理することができ、このように条里制は合理的なものであったので、中世においても使用されました（金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』）。

条里制は摂津市域にも実施され摂津市には条里制に基づく地割・地名（「坪井」・「一ノ坪東ノ切」）があります。



摂津市地域の条里は高槻市・茨木市・摂津市・吹田市地域に展開する条里の一部ですが、摂津市千里丘東（旧坪井）から吹田市にかけての条里は高槻市・茨木市地域の条里に比べて北西に33度傾いており、その東端が境川であったことがわかっています。千里丘東（旧坪井）付近には「坪境石」とよばれる石があり、「坪境石」は条里に関わる遺物と考えられています。

◆鳥飼・鳥養（トリガイ）

「トリガイ」地域は摂津市の東部に所在し、現在では「鳥飼」と記しますが、明治時代以前では「鳥養」とも記されていました。「トリガイ」の地名の起源については、古墳時代にヤマト王権に仕えた集団の「鳥養部」との関わりが想定されています。

「トリガイ」の地名が史料に確認されるのは、平安時代に入ってからです。平安時代の「トリガイ」地域には、牧場の「鳥養牧」・離宮（御所）の「鳥飼院」が置かれていました。鳥養牧は、延長5年（927）に編さんされた『延喜式』にみえます。鳥養牧は朝廷の馬を管理した右馬寮に所属した牧（近都牧）で、朝廷で馬が必要になると鳥養牧は飼育する馬を京都の右馬寮に送り、朝廷で馬が不要になると右馬寮から馬をうけ取り飼育するという役割を有していました。また「鳥飼院」は、10世紀成立の『大和物語』に宇多上皇の離宮としてみえ、本書にはこの地域が遊興地として栄えていた様子が記されています。



鳥飼院の石碑（鳥飼上5丁目7）

以上の史料から平安時代の「トリガイ」地域に鳥養牧・鳥飼院が所在したことは確認できますが、その所在地はいまだ確定されていません。ところが、鳥飼下3丁目に「此附近右馬寮鳥飼牧址」、鳥飼上5丁目には「此附近鳥養院址」の石碑が設置されています。所在地が確定できていないのに、なぜ石碑が設置されているのかと思われるかもしれません、その際に利用されたのが「地名」でした。鳥養牧の石碑の周辺に「馬場垣内」、鳥飼院の石碑の周辺には「御所垣内」などの牧や離宮（御所）に関連すると思われる地名があります。これらの地名から鳥養牧・鳥飼院があったと推定し、

石碑を設置しました。ただあくまでも「此附近」ですので、今後これらの地域での発掘調査によって鳥養牧・鳥飼院の所在地が確定されて、「此附近」の3文字が取り除かれることが期待されます。

◆地名の価値

このように地名は、文書などの史料・遺跡から出土した遺物とともに、その土地の歴史を私たちに伝えてくれる重要なものです。地名の重要性を的確に指摘しているのが、明治14年（1881）9月に府県に出された太政官達第83号です。

各地ニ唱フル字ノ儀ハ、其地固有ノ名称ニシテ、往古ヨリ伝来ノモノ甚多ク、土地争訴ノ審判、歴史ノ考証、地誌ノ編纂等ニハ最モ要用ナルモノニ候条、漫ニ改称、変更、不致様可心得、此旨相違候事

但シ実際已ムヲ得サル分ハ、時々内務省へ可伺出事

明治政府は、往古より伝わる地名の安易な変更を禁じ、地名が歴史の考証・地誌の編纂・土地争訟の審判などで重要であると述べています。改めて先人の造詣の深さに驚く一方で、この通達後も往古より伝わった地名が多く失われたことは残念でなりません。

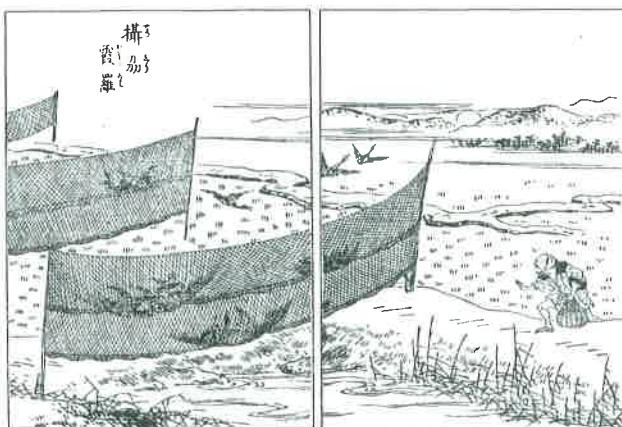
近年自然災害の増加のなかで、先人が土地の歴史や自然災害との関わりに基づいてつけた地名が、改めて注目されつつあります。現在の地名の多くは先人が私たちに残してくれた「文化遺産」であり、私たちが地名にどのような歴史・意味があるのかを知り後世に伝えていくことは、郷土愛をはぐくむ上でも重要な意味を持つように思います。

（佐藤健太郎）

◎江戸時代の鳥獵

◆摂津国で行われた鴨獵

寛政11年(1799)刊行の『日本山海名産図会』の鳧(かも)の項には、「鳧ハ摂州大坂近辺に捕るもの甚美味なり、北中鳶を上品とす」とあります。これがどの程度当時一般に共有された認識だったのかについては検討の余地がありますが、少なくとも、大坂に程近い現摂津市・吹田市・高槻市域の低地に位置した村々では、かつて実際に農家の秋冬の副業として鳥獵が行われていました。



霞網（『日本山海名産図会』）

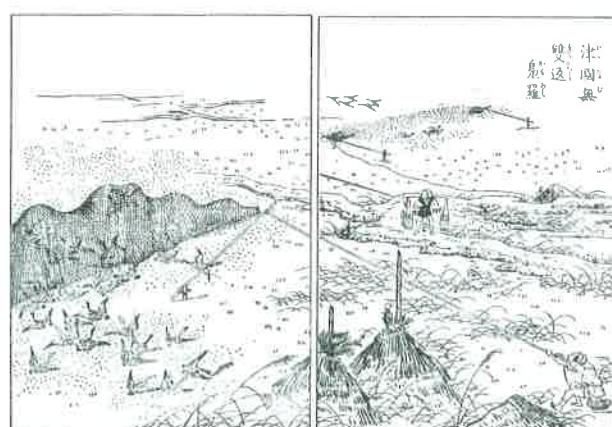
鳥獵の主な獲物であった鴨は、秋に北方から日本へ飛来し春に帰っていく渡り鳥です（カルガモを除く）。そして、昼間は池や川で休息し、夕方になるとこぼれた糀などを食べに田んぼへと向かい、朝方また水辺に戻るという習性があるため、これをを利用して、夕方田んぼに飛んできたところを捕らえました。捕獲のために使用されたのは、「霞網」と呼ばれる極細の糸で編んだ目の細かな網です。この網の左右を竹に結び付けてものを、数メートルずつの間隔を空けて三重四重に

設置しました。現在霞網の使用・所持・販売は法律で禁止されていますが、昭和初期までは、ドタ(泥田)に霞網を張る鴨獵が摂津市域でも広く行われていたそうです。

天保14年(1843)「庄屋村明細帳」、慶応元年(1865)「味舌上村村役書上帳」には「鴨運上」という項目が見られ、前者は銀6匁3分8厘、後者は銀13匁8分9厘といずれも少額ですが、両村の鴨獵に対して領主の芝村藩から毎年定額の雑税が賦課されていたことが分かります（『摂津市史』史料編3）。おそらく明和池や市場池などの溜池に飛来した水鳥を目当てにした獵が行われていたのでしょう。また、三宅地域の溜池である八丁池（現茨木市飛地）は、かつては長さ215間・横68間（1間=約1.8m）の大きな池で、この八丁池と吉志部南・小路・東村の溜池である釈迦ヶ池（現吹田市）では、それぞれ鳥獵の組合が作られ、組合から淀藩へ運上を支払っていました（『吹田市史』2、6）。

◆鳥飼5か村の川渕運上と御献上鳥

一方、淀川と安威川に面した鳥飼5か村（鳥飼上・中・下・西・八町）では、より大規模な鳥獵が行われていたと考えられます。「野方獵師御願写」（演口家文書）によると、元治元年(1864)11月に5か村から領主の高槻藩へ、“獵師達が獵をしやすいよう勝手に冬田の水を止めてしまい耕作の妨げになっているので、もし獵場を制限する権限を5か村に与えてもらえば、今後は野方鳥獵師頭に代わって村々で運上を引き受ける”という内容の願書が提出され、聞き届けられます。そのため、以降鳥飼5か村は「川渕運上」として、毎年1月17日・18日頃に雁25羽・真鴨4掛け・あじ鴨1掛けを納めることになりました。雁は鴨よりも大型で用心深く、捕るのが難しい鳥ですが、鳥飼



無双返（『日本山海名産図会』）

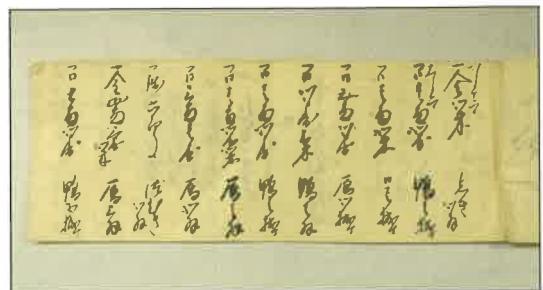
画面右奥が仕掛けに砂をかけて隠した状態。下のように手綱を引くと網がひるがえる仕組みになっている。

かり
まがも

むそうがえし
では「無双返」(無双網)と呼ばれる返し網をすることで、雁・鴨を捕獲していました。

無双網は現在も鳥猟に使用され、仕掛けや対象の違いによって種類の別があります。前出『日本山海名産図会』によると、鳥飼の「無双返」は、長さ6間・幅2間ばかりの網に長さ20間ほどの手綱を付けておき、干潟か砂地に短い杭を2ヵ所打って網の裾の方を固定し、網の上端左右に竹棒を付けて、その竹棒の下端も杭に結び付けるという、いわゆる片無双網だったようです。網・竹棒を地面に倒して、上から砂をかけて仕掛けを隠し、その手前を浅く掘って作ったくぼみに米・稗などの餌を蒔いて、猟師は手綱の端を持って遠くで待ち、鳥が群ってきたところを二人がかりで手綱をひくと、鳥の上に網が覆いかぶさって一網打尽にできたと云います。明治時代以降の乱獲により数が激減し、国の天然記念物に指定されている雁ですが、かつては淀川にもごく普通に飛来する鳥だったのです。

鳥飼では、毎年決まった数量の鳥を運上として納めるだけなく、三箇牧3か村(西面・三島江・柱本)と申し合わせて高槻藩の「魚鳥御臨時御用」も引き受けていました。「魚鳥」の魚については史料が見つかっておらず詳細不明ですが、鳥については明治2年(1869)12月から同3年2月の「御献上鳥代勘定帳」(瀬口家文書)によって、その一端を知ることができます。



明治2年冬の「御献上鳥代勘定帳」

この年の冬に献上された鳥は、雁、鴨、しげ、つむぎ(つぐみの異名)の4種類。さらに藩の役人へもあじ鴨を贈っており、金額にして合計金31両あまりを雁30羽分と換算して、鳥飼・三箇牧の8か村に割り付けました。運上に加えて鳥の献上まで担うのは相当な手間だったはずですが、それだけ鳥猟が百姓たちにとって貴重な副収入であり、また鳥害を防ぐために必要な措置でもあったということなのでしょう。だからこそ、先に挙げた元治元年11月「野方猟師御願写」で、鳥飼5か村は猟自体を禁止するのではなく、猟場をコントロールする方法を選んでいるのです。

そして、村々に要求されたのが鳥の代金ではなく鳥そのものだったということは、送られた鳥はおそらく食材として高槻城で暮らす人々に饗されるか、もしくは贈答用の品として利用されたのではないでしょうか。鳥が必要になると、その都度高槻藩の鳥方役人から年番の村へ「至急真鴨3羽を納めるように」といった通達が出されました。それに応じて、村が猟師から買い上げるかたちで鳥を揃えて献上し、かかった代金は後から年番が8か村に割り付けて取り集めるという手順だったと考えられます。

江戸時代にはきわめて多種多様な「御用」が存在していましたが、その中で鳥飼の村々が担っていた御用のひとつが、領主のために美味しい地元食材を提供する仕事であったことが分かります。(片山早紀)

歴史資料調査にご協力を

摂津市史編さん室では、摂津市域の歴史にかかる史料の収集、記録などの調査を行い、その成果を順次市民の皆さんに紹介する活動に取り組んでいます。もしご自宅に、古い(戦国時代、江戸時代、明治・大正・昭和時代)①文書、②本・帳面・帳簿等の冊子、③写真、④広報紙・地方新聞などをお持ちでしたら、どうか捨ててしまわずに、市史編さん担当までご一報ください。

摂津市総務部 市史編さん室
電話 06-6319-0587 (火曜~金曜日 9:00~17:00 開室)